

平成 28 年度

「総合支庁の見直し」について

平成 2 8 年 3 月

山 形 県

目 次

「総合支庁の見直し」の概要	・・・	P 1
見直しの経緯と背景	・・・	P 2 ～
見直し1 「連携支援室」の設置	・・・	P 6 ～
見直し2 産業振興機能の見直し①【商工・観光部門】	・・・	P10 ～
見直し2 産業振興機能の見直し②【農林水産部門】	・・・	P14 ～
見直し2 「地域予算」の見直し	・・・	P16 ～
見直し3 分庁舎の「地域振興局」への移行	・・・	P18 ～
組織体制の見直し	・・・	P20 ～
今後の対応	・・・	P24

平成28年度「総合支庁の見直し」について の概要

「総合支庁の見直し」の背景

- 平成13年4月に総合支庁が設置されてから、10年以上が経過する中、県内各地域の状況が大きく変化 ⇒ 「山形県行財政改革推進プラン」(平成25年3月)に基づき『総合支庁のあり方』を検討

「総合支庁の見直し方針」(平成27年3月)

- 総合支庁が、地域課題により的確に対応できるよう、市町村の意見等を踏まえ、次の視点から検証し、機能見直しの方向性を整理

<視点1> 総合支庁の担うべき行政機能のあり方

総合行政機能	➢ 県内4地域体制の枠組みを維持 各地域で総合的な行政と現地即決を推進
安全・安心機能	➢ 災害対応等の安全・安心に関わる機能は 7庁舎に配置

<視点2> 地域の实情に合った地域振興機能のあり方

市町村支援機能	➢ 総合支庁が担う地域振興の役割を 地域における市町村支援に重点化し、 地域課題の解決に向けたサポート機能を強化
産業振興機能	➢ 県全体の方針の下、 本庁と総合支庁の役割分担を明確にし、 より効果的・効率的に施策を展開

<視点3> 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

村山総合支庁のあり方	➢ 東南・西・北村山の地域特性を踏まえ、 3地域それぞれに市町村支援機能を配置
------------	--

- ▶ 本庁と総合支庁の適切な役割分担と連携の下、県全体として効果的・効率的に各種施策を展開

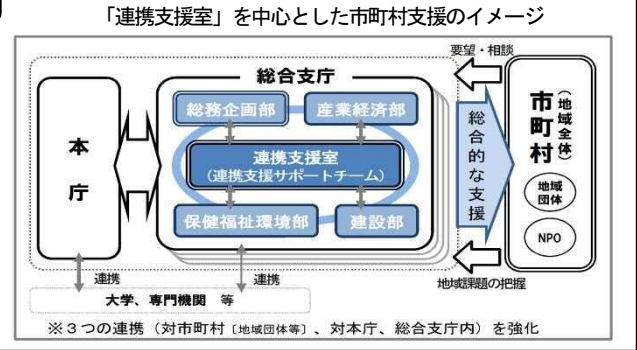
本庁 = 全県的な視点からの政策立案 / 全体方針の策定 等

総合支庁 = 現場機能の発揮 / 地域課題の解決に向けた総合的な調整 (市町村との連携、市町村間連携の調整) 等

業務及び組織体制の整理 (主な見直し)

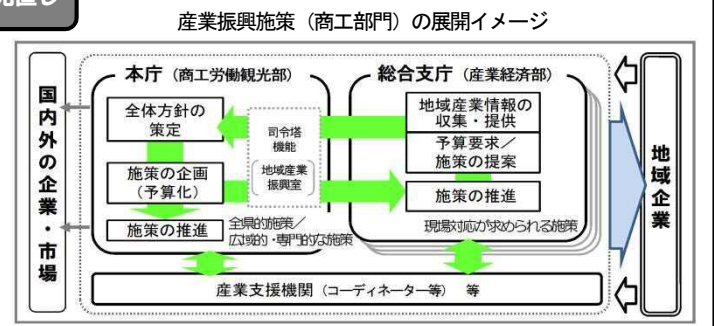
見直し1 『連携支援室』の設置

- ◎ 総務課内に『連携支援室』を設置し、地域課題の把握、市町村間連携の調整、市町村との連携・協働等を推進 (市町村支援に重点化)
- ◎ 庁内横断の「連携支援サポートチーム」を設置し、総合支庁の力を結集した総合的支援を実施



見直し2 産業振興機能の見直し

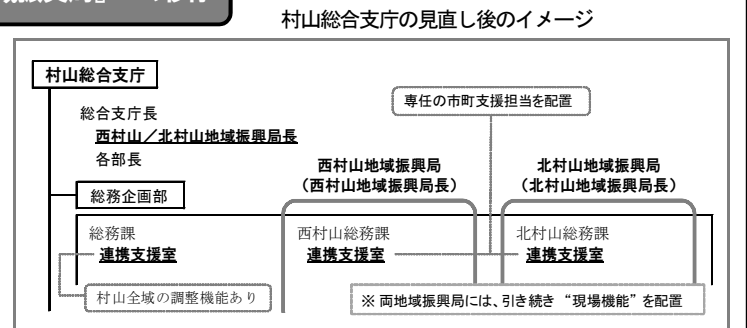
- ◎ 商工労働観光部 産業政策課内に地域産業振興 (商工部門) の「司令塔」として、『地域産業振興室』を新設
- ◎ 総合支庁は「地域産業情報の収集」等に機能集中を図り、産業経済企画課を『地域産業経済課』に改組



- ・ 地域予算の見直し: 平成28年度～ 道路・河川の維持管理費等は所管部経由予算で対応
平成29年度～ 地域産業振興施策 (商工・観光・農林水産) は所管部経由予算で対応

見直し3 分庁舎の『地域振興局』への移行

- ◎ 西/北村山における業務統括者として『地域振興局長』を配置
- ◎ 西/北村山を所管する『連携支援室』を設置し、専任職員を配置



※ 置賜総合支庁西庁舎も『地域振興局』に改め、『地域振興局長』を配置。災害対応など現場機能を統括。市町村支援は、これまで同様、置賜総合支庁全体で3市5町を一体的に支援 (連携支援室は兼務体制で設置)。

「総合支庁の見直し」の経緯と背景

(1) 見直しの経緯

総合支庁が平成 13 年 4 月に設置されてから 10 年以上が経過する中、県内各地域を取り巻く環境は大きく変化した。

こうした情勢の変化を踏まえ、平成 25 年 3 月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」において、地域課題により的確に対応するため、総合支庁設置の理念の下、次の視点で検証を加え、総合支庁のあり方を検討することとした。

＜視点 1＞ 総合支庁の担うべき行政機能のあり方

＜視点 2＞ 地域の実情に合った地域振興機能のあり方

＜視点 3＞ 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

～ H25.3 山形県行財政改革推進プラン ～

平成 25 年度以降、全市町村を訪問するとともに、県議会、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会（第三者委員会）など様々な方面から県が直面する課題や総合支庁の現状に対して意見を伺い、検証・検討を重ねながら、機能面を中心に整理を行い、平成 27 年 3 月「総合支庁の見直し方針」を策定した。

平成 27 年度には「見直し方針」を受け、業務のあり方等について整理し、8 月に“中間とりまとめ”を行った。

その後も、関係機関等からいただいた意見を踏まえて検討を重ね、今般、組織体制のあり方を含む「総合支庁の見直し」を取りまとめ、平成 28 年 4 月から新体制に移行するとしたものである。

(2) 見直しの背景

＜県内各地域を取り巻く環境の変化＞

- ・ 少子高齢化や若者流出を伴う人口減少が進行する中、住民生活、保健・福祉、産業等の幅広い分野で各種課題が顕在化し、かつ深刻化しつつある。
- ・ 基礎自治体である市町村に期待される役割が高まる中、分権型社会を目指して一定の権限移譲や市町村合併等が進展したが、一方で、単独の市町村だけでは対応が困難な課題や複数の市町村に跨る課題が表面化してきている。
また、総合支庁毎に市町村の課題認識や地域事情に違いが生じており、実情に応じた丁寧な対応が求められている。
- ・ 商工や農林水産など産業分野においては、国内外での競争が激しさを増す中、競争力のあるものづくりやブランド力の向上、産地間競争力の強化等が課題となっており、これまで以上に戦略的な施策展開が必要となっている。
- ・ 厳しい財政状況が続く中、地域における様々な課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供するため、県・市町村の行財政改革が進捗した。
一方で、これに伴い、小規模市町村を中心に専門職や技術職をはじめとしたマンパワーの確保が課題となっている。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や豪雪等の自然災害により、災害対応等の現場機能の重要性が再確認されている。

＜県に求められる役割＞

前述の環境変化や、県が直面する課題及び市町村の意見等*を踏まえ、県に求められる役割を次のとおり整理する。

(*参照：市町村の意見等 P5)

- ・ 喫緊の課題である人口減少対策や産業振興等を実現するため、「やまがた創生総合戦略」（平成 27 年 10 月策定）を、市町村と一体的連携を図りながら、本格的に展開していく。
- ・ 同時に、地域の諸課題に的確に対応していくため、①市町村との協力を通じた地域課題の把握と共有、②地域実情を踏まえた市町村同士の連携調整、③専門的・技術的見地からの市町村支援の充実、④市町村との協働・連携（市町村事業との重複解消）、⑤複数市町村に跨る課題解決に向けた支援など、市町村に対するサポート機能を発揮していく。
- ・ 産業分野では、国内外の競争に打ち克つため、広域的視点や専門性の高い支援を中心に、本庁と総合支庁が役割分担しながら、より総合的・効果的な施策展開を図っていく。
- ・ 引き続き、災害等に迅速かつ的確に対応できる現場機能を維持・確保するとともに、県内 4 ブロック体制と総合出先機関としてのワンストップ機能については踏襲する。
なお、将来に亘って自主性・自立性の高い県政運営を実現していくため、簡素で効率的な組織体制の構築に努めていく。

＜県としての対応方向＞

～ 本庁と総合支庁の適切な役割分担 ～

県として、本庁と総合支庁の適切な役割分担と連携を明確にし、県全体として効果的・効率的に各種施策の展開を図る。

このため、本庁は、「全県的な視点からの政策立案」、「全体方針の策定」といった機能・役割を、総合支庁は、地域における総合出先機関として、「現場機能の発揮」、「地域課題解決に向けた総合的な調整」といった機能・役割を重点的に果たしていく。

～ 総合支庁に求められる対応方向 ～

本庁との役割分担を踏まえ、総合支庁に求められる機能を行革プランに掲げた 3 つの視点毎に次のとおり整理する。

＜視点 1＞ 総合支庁の担うべき行政機能のあり方

- ▶ 「総合行政機能」については、県内 4 地域体制の枠組みを維持し、各地域において総合的な行政と現地即決を推進する。
- ▶ インフラの維持管理や災害対応等の「安全・安心機能」については、現状の配置（7 庁舎体制）を維持する。

＜視点 2＞ 地域の実情に合った地域振興機能のあり方

- ▶ 「市町村支援機能」については、総合支庁が担う地域振興の役割を、地域における市町村支援に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化する。
- ▶ 「産業振興機能」については、県全体の方針の下、本庁と総合支庁の役割分担を明確にし、県全体として、より効果的・効率的に施策を展開する。

＜視点 3＞ 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

- ▶ 「村山総合支庁」については、東南・西・北村山の圏域性等の地域特性を踏まえ、3 地域それぞれに市町村支援機能を配置する。

「総合支庁の見直し」に係る基本的な考え方

＜ 県内各地域を取り巻く環境の変化 ＞

- ・ 少子高齢化や若者流出を伴う人口減少が進行
幅広い分野で諸課題が顕在化・深刻化
- ・ 基礎自治体の役割が高まる中、権限移譲や合併が進展
一方で単独の市町村だけでは対応困難な課題も表面化
- ・ 産業の各分野（商工、農林水産）で国内外の競争が激化
- ・ 厳しい財政事情、県・市町村の行財政改革の進捗
小規模市町村を中心に専門職や技術職等の確保が課題
- ・ 集中豪雨等の自然災害が頻発

＜ 県に求められる役割 ＞ ～市町村の意見を踏まえ～

- 人口減少対策・産業振興等「地方創生」の本格展開
(県・市町村の一体的連携)
- 市町村との協力を通じた地域課題の把握・共有
地域実情を踏まえた市町村間連携の調整
専門的・技術的見地からの支援の充実
市町村との協働・連携
(市町村事業との重複解消)
複数市町村に跨る地域課題への対応
- 産業振興面で広域的視点や高い専門性からの支援
本庁と総合支庁との役割分担の徹底
- 行革プランに基づく簡素で効率的な組織体制の構築
- 迅速・的確な災害対応等が可能な現場機能の確保

* その他、総合支庁の理念は踏襲。
4ブロック、ワンストップ化等も維持、推進

＜ 県としての対応方向 ＞ ～ 役割分担と 総合支庁の機能の整理 ～

- ・ 本庁と総合支庁の適切な役割分担と連携の下、県全体として効果的・効率的に各種施策を展開
本庁 = 全県的な視点からの政策立案 / 全体方針の策定 等
総合 = 現場機能の発揮 / 地域課題の解決に向けた総合的な調整
支庁 = (市町村との連携、市町村間連携の調整) 等



＜視点1＞ 総合支庁の担うべき行政機能のあり方

(見直し方向)

総合行政機能	➢ 県内4地域体制の枠組みを維持 各地域で総合的な行政と現地即決を推進	—
安全・安心機能	➢ 災害対応等の安全・安心に関わる機能は7庁舎に配置	—

＜視点2＞ 地域の実情に合った地域振興機能のあり方

市町村支援機能	➢ 総合支庁が担う地域振興の役割を地域における市町村支援に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化	見直し1
産業振興機能	➢ 県全体の方針の下、本庁と総合支庁の役割分担を明確にし、より効果的・効率的に施策を展開	見直し2

＜視点3＞ 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

村山総合支庁のあり方	➢ 東南・西・北村山の地域特性を踏まえ、3地域それぞれに市町村支援機能を配置	見直し3
------------	--	------

※ <視点1～視点3> は、山形県行財政改革推進プラン（H25.3）に基づく視点

市町村の意見等 (H25.7~8 市町村長等からの聴取等による)

	市町村の主な意見 (◎：肯定的な意見、●：改善を求める意見)	その他の意見 (考慮すべき事項)	関係する機能等
視点1 行政機能のあり方	【ワンストップ化】 ◎ ワンストップ化は評価できる。今後も本庁からの権限移譲を進め、総合支庁限りで対応できる業務を増やしてほしい。	▼ 県内には一定の圏域性を持つ4つの地域が存在し、県では、これまでそれら地域毎に地域振興に取り組んできた経過がある。	総合行政機能
	【災害対応】【専門的・技術的支援】 ◎ 災害発生時には迅速な対応がなされている。総合支庁の現場機能は重要。 ◎ 土木や建築等の専門職の確保が困難になる中、災害発生時を含め、専門的・技術的アドバイスはありがたい。引き続き支援をお願いしたい。(主に小規模市町村の意見)	▼ 住民の生活基盤となるインフラ施設の適切な維持管理はもとより、災害発生時における迅速かつ確かな対応は、行政の最も基本的な責務である。	安全・安心機能 市町村支援機能
視点2 地域振興機能のあり方	【課題認識の共有、市町村との連携】【市町村同士の連携調整】 ● 行政課題が多様化・高度化し、県の協力・支援がないと解決できない課題も多い。総合支庁には、もっと市町村に入って課題認識の共有と市町村と連携した対応を期待したい。 ◎ 総合支庁が加わることで、市町村同士で議論しやすくなる面もある。広域的な課題について調整を期待したい。	▼ 「地方創生」に向けては、県と市町村が連携して施策展開することが重要であり、現場に身近な総合支庁の役割も大きくなる。 ▼ 権限移譲や合併等を通じて、一定規模の市は行政機能が向上。近隣市町村との連携を含め、主体的な取組みを促進・支援していくことが重要。	市町村支援機能
	【市町村との重複回避】 ● 一部、市町村と重なるような事業が見られるほか、地域を前面に押し出した事業は市町村の独自戦略の足かせになる可能性もある。十分検討してほしい。	▼ 産業振興については、国内外の競争が激しさを増す中、広域的な視点や専門性の高い支援がより重要になっており、総合支庁だけでは解決できない課題も多い。また、施策の内容が重複する等、本庁との役割分担が曖昧なものも見られる。	産業振興機能
視点3 管内状況に応じた機能配置	【分庁舎の機能充実】【管内要望の対応】 ● 分庁舎について、現場機能に加え、市町に対するきめ細やかな相談対応や支援、管内をまとめる機能の充実を願う。 ● 道路改良等の要望を、総合支庁の分庁舎・本庁舎と本庁(県庁)の三箇所に行っており、非常に手間を感じる。 (主に村山地域の分庁舎管内市町の意見)	▼ 村山地域は、管内に東南・西・北村山の3地域が存在し、自然条件や人口動向等の違いから、各地域が直面する行政課題の内容も大きく異なっている。	村山総合支庁のあり方

見直し1

市町村支援機能（『連携支援室』の設置）について

1 趣旨

少子高齢化や若者流出を伴う人口減少の進行等に伴い、住民生活や保健福祉等の幅広い分野で各種課題が顕在化・深刻化し、単独の市町村では対応が困難な課題や複数の市町村に跨る課題が相次いで表面化する中、総合支庁が担う地域振興の役割を地域における市町村支援^(※)に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化する。
(※地域団体やNPO等に対する支援も含む)

2 見直しの概要

(1) 『連携支援室』の設置

地域に身近な総合支庁において、市町村と地域課題を共有するとともに、「市町村間連携の調整」や「市町村との連携・協働」等、市町村支援を重点的に推進する組織として、現在の地域振興課を改組し、総務課内に『連携支援室』を設置する。

『連携支援室』は、①定期的な市町村訪問^{*1}や各種会議を通じて地域課題を把握し、②市町村からの総合的相談窓口^{*2}としての機能を果たすとともに、③庁内横断の「連携支援サポートチーム」^{*3}の下、地域課題の解決に向けて、地域や庁内で認識の共有を図り、支援方策の検討や関係機関との連携等、地域で必要とされる調整機能^{*4}を発揮していく。

加えて、④定住自立圏や連携中枢都市圏等の市町村同士の取組み^{*5}について、管内の地域実情に応じた調整機能を果たしていくほか、⑤「やまがた創生総合戦略」に位置付けられた事業をはじめ、県と市町村の連携事業を推進していく。

- *1: 総合支庁長や部長による市町村訪問への同行を含みます。
- *2: 個別分野の課題の窓口は、従前同様、担当部課が行います。
窓口不明の課題や複数の分野に跨る問題が生じた際は、連携支援室が総合的に対応することになります。
- *3: 連携支援室が「連携支援サポートチーム」の事務局機能を果たします。
- *4: 地域におけるサポートのあり方は、地域実情に応じて、総合支庁毎に異なります。
例えば、最上総合支庁では「最上地域政策研究所」を設置し、市町村と一体的に地域課題に向き合っています。村山では、分庁舎の地域振興局への移行に伴い、3つの連携支援室で地域をサポートしていきます。
- *5: 基礎自治体の力を高めるため、地域実情に応じて、広域自治体としての役割を果たしていきます。

★ column 地域の意見（その①） ～「話を聞くこととフットワークの軽さ」～

総合支庁発足時の理念があり、現在の総合支庁体制になった。大事なものは（略）、職員の資質ではないか。県に対して、市町村との関係が希薄だったり、上から目線だったりという不満の声が聞かれる。住民は県に対し、高度な行政を求めているわけではない。話を聞いてあげて、課題解決に向けて奔走できるフットワークの軽さを求めているのではないか。

～ H26.5 行政支出点検・行政改革推進委員会委員 発言要旨より ～

(2) 「連携支援サポートチーム」の設置

総合支庁において、地域課題に関する認識を共有し、庁内・関係機関との調整、市町村に対する支援方策の検討、市町村との連携・支援を実施する庁内組織として「**連携支援サポートチーム**」を設置する。

当チームは、総合支庁長の指揮の下、総務企画部長をトップに、保健福祉環境部・産業経済部・建設部等の全庁体制で構成し、①地域課題の認識共有、支援方策の検討等を定期及び随時に行うとともに、②複数の分野に跨る課題等について、総合支庁の力を結集し、市町村や民間団体など関係機関とも連携を図りながら、総合的な支援を実施していく。

なお、構成イメージは次のとおりであるが、具体的には、チーム名や既存会議の活用等を含め、総合支庁毎に対応していくこととなる。

<構成メンバーのイメージ>

リーダー： 総務企画部長

メンバー： 連携支援室長

保健福祉環境部、産業経済部、建設部 主管課長

又は副主幹等

(事務局) 連携支援室

(3) 「連携支援室」を中心とした市町村支援の展開

地域に身近な総合出先機関として、市町村から要望の強い専門的・技術的分野における支援や、政府の施策情報の提供を引き続き展開するとともに、特に、連携支援室を中心に、市町村間連携の調整や県と市町村との連携の推進、さらに、総合支庁の総力を結集した総合的な市町村支援を実施する。

○ 専門的・技術的分野における市町村支援

税務・保健・農業・土木などの分野で、市町村の求めに応じて、技術的見地からの助言・支援等をきめ細かく展開する。

また、政府・県の施策や先進事例に係る情報提供（地方版総合戦略など）を引き続き展開する。

○ 市町村間連携の調整、県と市町村の連携の推進

連携支援室を中心に、管内の地域実情に応じて、市町村同士の連携の調整や、「やまがた創生総合戦略」に位置付けられた“連携事業”など県と市町村の連携を推進する。

○ 総合支庁の総力を挙げた市町村支援

管内の複数分野に跨る地域課題について、「連携支援サポートチーム」の下、総合支庁（技術職・事務職）の力を結集し、関係機関とも連携を図りながら、総合的な支援を実施する。

なお、こうした連携や支援に当たっては、市町村としっかり“協議”し、“合意”を得たうえで展開することが大原則となることに留意する必要がある。

見直し1

市町村支援機能（『連携支援室』の設置）の全体像

○ 総合支庁が担う地域振興の役割を、地域における市町村支援（※）に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化
（※地域団体やNPO等に対する支援も含む）

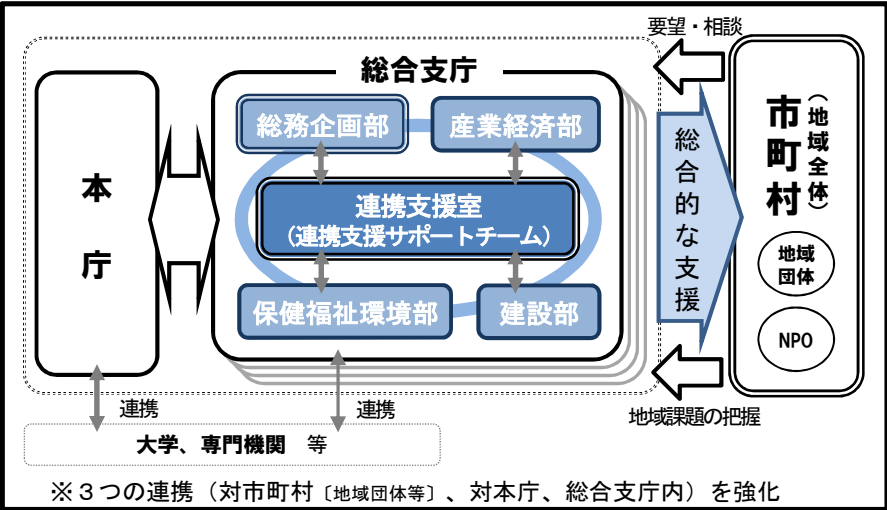
■ 市町村との協力を通じた地域課題への対応強化 ■ 市町村間連携に向けた調整機能の発揮 ■ 専門的・技術的分野における市町村支援機能の充実

⇒ 『連携支援室』を設置し、総合支庁の力を結集して“市町村支援”を重点的に行う体制を整備

市町村支援機能の見直し（強化）のポイント

- ① 『連携支援室』の設置
 ⇒ 定期的な市町村訪問や各種会議（副首長会議・勉強会）等を通じて地域課題を把握 / 市町村の総合的相談窓口として機能 / 各市町村担当職員（市町村コンシェルジュ）を配置
- ② 総務企画部長をトップに、庁内各部横断の「連携支援サポートチーム」を設置（事務局：連携支援室）
 ⇒ 地域課題に関する認識を共有し、庁内・関係機関との調整、市町村に対する支援方策の検討、市町村との連携・支援を実施

『連携支援室』を中心とした市町村支援のイメージ



『連携支援室』を中心とした市町村支援の概要

■ 総合支庁の市町村支援機能（主なもの）

人的支援	専門分野・技術職（税務、保健、農業、土木等）による助言・支援 市町村と連携して取り組む各種事業等に係る事務局機能 大学・専門機関との連携構築支援
情報支援	国・県の施策や先進事例に係る情報提供（地方版総合戦略等）
財政支援	国・県の補助金、地方創生に係る「新型交付金」等の活用提案

■ 支援展開

- ◇ 専門的・技術的分野における市町村支援
 ex 税務、保健、農業、土木等の業務に関する助言・支援 等
- ◇ 市町村間連携の調整 / 県との連携
 ex 定住自立圏や連携中枢都市圏の取組みに関する支援
 最上8市町村との共同による「最上地域政策研究所」の運営
 県総合戦略に位置付けられた“県と市町村の連携事業”に係る支援 等
- ◇ 複数分野に跨る課題について、「連携支援サポートチーム」の下、総合支庁の力（技術職・事務職）を結集し、関係機関とも連携を図りながら、総合的に支援
 ex 最上小国川の流域振興に関する支援（地域振興、河川、観光、農林〔内水面漁業〕等）
 高速道路開通を契機とした地域振興支援（地域振興、道路、観光、農林等）

■ 本庁と総合支庁の連携

- ◇ 県内の地域課題（過疎対策、地域コミュニティの再生、移住交流推進等）について、本庁と総合支庁が緊密に連携

『連携支援室』を中心とした市町村支援の概要（補足）

◇ 専門的・技術的分野における市町村支援

◎ 税務・保健・農業・土木などの分野で、市町村の求めに応じて、専門研修会開催、市町村職員の技術力向上に向けた助言・支援等をきめ細かく展開

<専門的・技術的支援>

税務：個人住民税滞納合同研修、共同催告、共同徴収、併任制度
 保健：感染症対策・健康増進・保健衛生監視等の技術助言
 農業：農業経営基盤強化・農畜産物栽培等の技術指導
 土木：工事設計・発注業務の技術助言、公共土木施設災害復旧工法の指導 等

<情報支援>

※ 政府・県の施策や先進事例に係る情報提供を実施（地方版総合戦略など） 等

◇ 市町村間連携の調整 / 県と市町村の連携の推進

◎ 総合支庁管内の地域実情に応じて、市町村間連携の調整を展開

	管内市町村の認識	連携支援の方向性	総合的分野の連携支援	個別分野の連携支援
村山	7市7町で連携すべき課題は見当たらないとの認識が大半	東南・西・北の地域実情に応じて対応	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏支援（山形） 中核市移行・連携中枢都市圏形成支援（山形市） 西村山広域行政事務組合 	—
最上	最上8市町村の連携推進で認識一致	積極的に「連携推進」	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏支援（新庄最上） 	<ul style="list-style-type: none"> 最上地域政策研究所 最上小国川清流未来振興機構
置賜	課題によって広域連携が必要との認識	個別課題に応じて「連携調整」	—	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路開通に伴う地域振興の検討 地域公共交通の活性化に係る連携
庄内	合併の進展を踏まえた市町村間の調整	市町村間の「調整」	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏支援（庄内南部） 定住自立圏支援（庄内北部） 	—

※ その他、市町村と連携して取り組む各種事業に係る事務局機能を発揮

◎ 県総合戦略に位置付けられた“県と市町村の連携事業”に係る支援など、県との連携を推進

◇ 総合支庁（技術職・事務職）の総力を挙げた市町村支援

◎ 総合支庁の技術職・事務職の力を結集し、「連携支援サポートチーム」の下、地域課題に対して、横断的・総合的な支援を実施

* 最上小国川清流未来振興機構による各種取組みに対する支援（最上）
 （地域振興、商工・観光、農林漁業、河川、ダム担当等が総合的に支援を実施）

* 東北中央自動車道の開通を見越した広域的な地域活性化策に対する支援（置賜）
 （地域振興、商工・観光、農林、道路、保健担当等が総合的に支援を実施）

市町村・民間団体と連携した取組みを展開

<留意事項>

- 市町村支援に当たっては、市町村と総合支庁との間でしっかり“協議”し、“合意”したうえで展開することが大原則

見直し2-①

産業振興機能の見直し【商工・観光部門】について

1 趣旨

製造業を中心に各分野で国内外の競争が激しさを増す中、産業振興機能（商工・観光部門）について、本庁と総合支庁の役割分担の明確化と連携の強化を図り、県全体としてより総合的・効果的に施策を展開していくための体制を整備する。

- ◎ 本庁（商工労働観光部）：司令塔機能を配置 … 産業政策課内に『地域産業振興室』を新設
 - ◎ 総合支庁：地域産業情報の収集・現場対応に機能を集中 … 産業経済企画課を『地域産業経済課』に改組
- [活動方針例] ①管内関係機関との協力関係構築 ②地域コーディネーターとの連携 ③どこよりも管内動向に精通 ④本庁・関係機関への情報提供、連携強化

2 見直しの概要

(1) 本庁（商工労働観光部）と総合支庁の役割分担の明確化

◎ 商工労働観光部は「司令塔機能」を発揮

商工労働観光部に、地域産業振興（商工部門）に関する業務を統括し、総合支庁の地域情報を踏まえ、部内及び総合支庁間で施策調整を行う「司令塔機能*1」を配置する。このため、産業政策課内に『地域産業振興室』を新設する。

*1: 「司令塔」(『地域産業振興室』)は、主として以下の役割を果たすこととなります。

- ・地域産業振興に関する戦略策定、施策の企画・予算化
- ・部内各課及び総合支庁間の連絡調整
- ・産業支援機関と連携した施策推進

また、「司令塔機能」が効果的に発揮できるよう、本庁と総合支庁の恒常的な情報共有・事業調整の場として、「連絡調整会議」を定期的で開催します。

◎ 総合支庁は「地域産業情報の収集」や現場対応を推進

総合支庁は、管内企業や地域の産業情勢に関する情報収集（本庁や産業支援機関への情報提供や橋渡し役を含む）を重点的に展開するとともに、本庁と連携して現場対応が求められる施策を推進する。

なお、こうした機能への集中や上記の商工労働観光部への「司令塔機能」の配置を踏まえ、産業経済企画課について、事務処理体制を見直したうえで、『地域産業経済課』に改組する。

(2) 総合支庁予算（地域企画調整推進費）の見直し

地域産業振興施策（商工・観光部門）は、商工労働観光部の予算（所管部経由予算）で県全体として対応する形へと見直しを行う。（平成29年度～）

この場合、各総合支庁は、地域で実施すべき施策を商工労働観光部に提案し、同部が全体方針との調整を図ったうえで、地域産業振興施策として施策化（予算化）するものとする。

（参照：P16 総合支庁「地域予算」の見直し）

(3) 商工労働観光部、総合支庁、産業支援機関との連携強化

商工労働観光部・総合支庁・各種の産業支援機関が連携し、県全体としてより総合的・効果的に産業振興施策を展開していく。

なお、連携にあたっては、それぞれ以下の視点が重要となる。

（参照：P13 商工労働観光部・総合支庁・産業支援機関の連携のイメージ）

<商工労働観光部と総合支庁との連携>

商工労働観光部は、地域産業振興に関する司令塔機能を発揮し、①地域産業振興戦略の提示や、②政府・県の施策情報の提供等を担うとともに、③定例的に「連絡調整会議」を開催する等により、総合支庁との間で情報の共有や依頼事項の調整等を行う。

総合支庁は、“地域産業情報の収集等”の機能を果たすため、①管内関係機関との協力関係を構築するとともに、②総合支庁に配置される地域コーディネーターと緊密な連携を図る。また、収集した情報の活用や適切な管理に努め、そのための仕組み（管内情報のデータベース化）を段階的に講じていく。そのうえで、将来的に③どこよりも管内動向に精通し、④商工労働観光部をはじめ関係機関へ適時に地域産業情報を提供できるように目指していく。

<商工労働観光部・総合支庁と産業支援機関との連携>

商工労働観光部及び総合支庁において、各種の産業支援機関との間で積極的に情報交換を行い、地域産業情報や施策情報（県の施策のほか、政府の支援メニュー等を含む）の共有を図るものとする。

なお、総合支庁にあっては、庁内に配置される地域コーディネーターと最大限の連携を図るものとし、恒常的に職員と地域コーディネーターとの間でそれぞれの情報の共有を図るほか、企業訪問への同行等を通じて、効果的な企業情報の収集や各種施策の浸透に繋げていく。

(4) 圏域の広域観光の振興（継続）

県の全体方針の下、地域の主体性発揮に留意し、市町村と連携を図りながら、圏域への観光誘客や地域資源の磨き上げ等の取り組みを展開する。

見直し2 -①

産業振興機能の見直し【商工・観光部門】の全体像

○ 製造業を中心に各分野で国内外の競争が激しさを増す中、産業振興機能（商工・観光部門）について、本庁と総合支庁の役割分担の明確化と連携の強化を図り、県全体としてより総合的・効果的に施策を展開

- ⇒ ① [商工労働観光部] 司令塔機能の配置 / [総合支庁] 地域産業情報の収集・現場対応の推進
② 産業振興施策に係る総合支庁予算の見直し等 ⇒ 県の全体方針の下、戦略的な施策展開を図る体制を整備

産業振興機能（商工・観光部門）の見直しのポイント

① 商工労働観光部は「司令塔機能」を発揮 / 総合支庁は地域産業情報の収集や現場対応を推進

- ⇒ 商工労働観光部に、地域産業振興（商工部門）に関する業務を統括し、総合支庁の地域情報を踏まえ、部内及び総合支庁間で施策調整する「司令塔機能」を配置
（産業政策課内に『地域産業振興室』を新設）
- ⇒ 総合支庁は、管内企業や地域の産業情勢に関する情報収集（本庁や産業支援機関への情報提供や橋渡し役を含む）を重点的に展開するとともに、本庁と連携して現場対応が求められる施策を推進

② 総合支庁予算（地域企画調整推進費）の見直し（H29年度～）

- ⇒ 地域産業振興施策（商工・観光部門）は、商工労働観光部の予算（所管部経由予算）で県全体として対応（「直接要求予算」から「所管部経由予算」へ）
- 各総合支庁は、地域で実施すべき施策を商工労働観光部に提案
 - 商工労働観光部は、総合支庁の提案を基に、全体方針との調整を図ったうえで、地域産業振興施策として施策化
- ※予算編成等に絡み、地域産業振興施策について定期的に議論・調整

③ 商工労働観光部、総合支庁、産業支援機関との連携強化

- ⇒ 商工労働観光部・総合支庁・産業支援機関（コーディネーター等）が連携した活動を展開

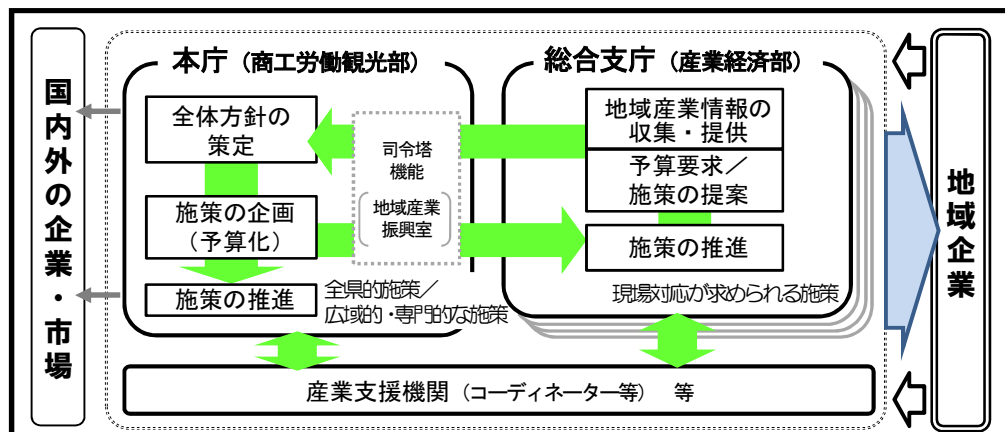
④ 圏域の広域観光の振興（継続）

- ⇒ 県の全体方針の下、地域の主体性発揮に留意し、市町村と連携を図って展開

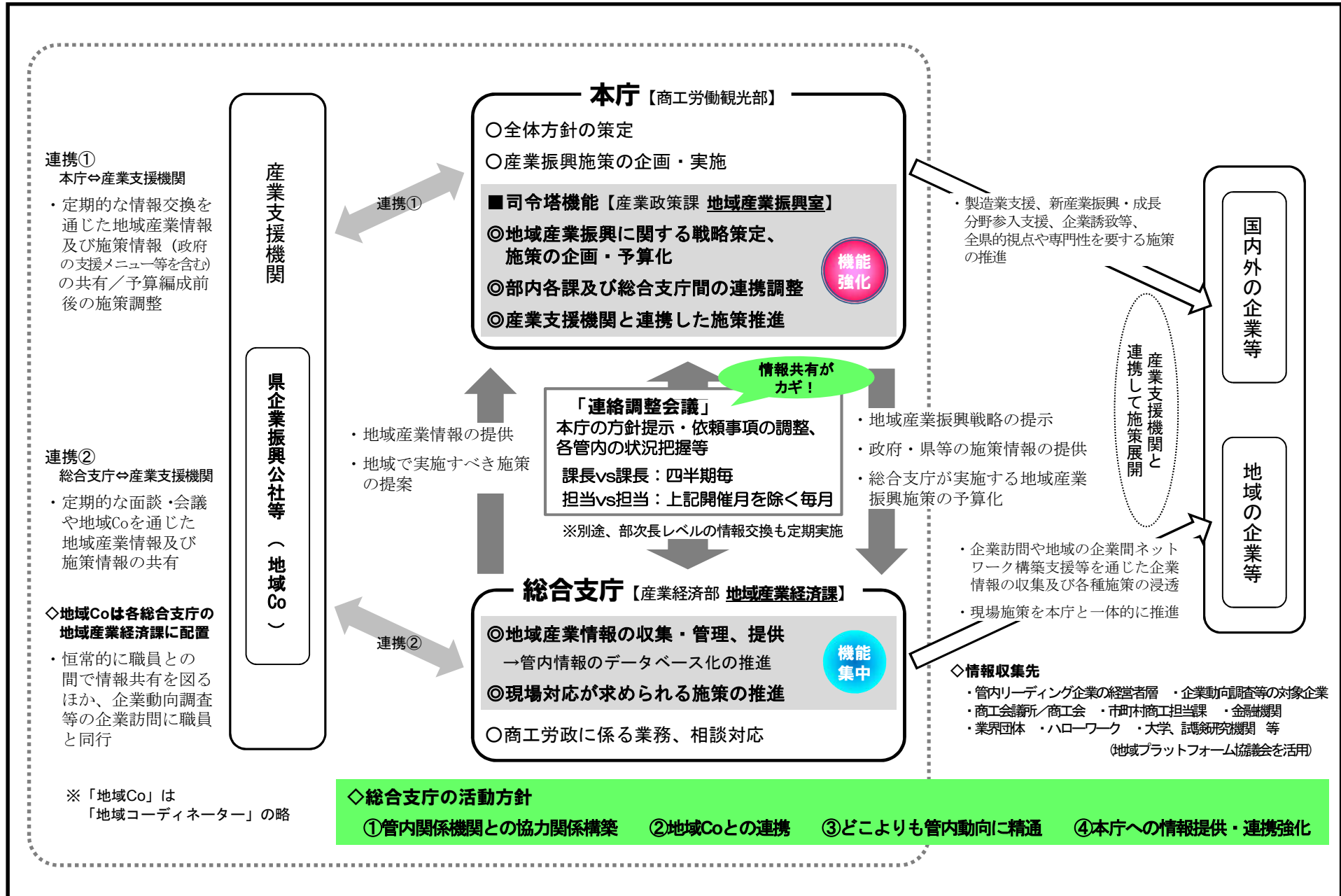
本庁と総合支庁の役割分担

	本 庁	総合支庁
共通	<ul style="list-style-type: none"> 全体方針の策定 施策の企画 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁が企画・推進する施策を 地域実情を踏まえて展開
商工	<ul style="list-style-type: none"> 全県的視点や専門性を要する施策を産業支援機関と連携して推進 → 製造業支援、新産業振興・成長分野参入支援、企業誘致等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業情勢に関する情報収集、地域企業間のネットワーク構築支援等 商工労政に係る業務（団体指導、法令事務等）、相談対応
観光	<ul style="list-style-type: none"> 全県的施策の推進 → 観光受入態勢整備等 全国 海外向け情報発信 広域的観光誘客の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の広域観光協議会の下、圏域への観光誘客や地域資源の磨き上げを推進

本庁と総合支庁の連携による産業振興施策（商工部門）の展開イメージ



商工労働観光部・総合支庁・産業支援機関の連携のイメージ



見直し2-②

産業振興機能の見直し【農林水産部門】について

1 趣旨

担い手育成や産地間競争力の強化が大きな課題となる中、産業振興機能（農林水産部門）について、本庁と総合支庁の役割分担の明確化と連携の強化を図るとともに、庁内関係課の連携をより一層進め、効果的に施策を展開していくための体制を整備する。

2 見直しの概要

（1）本庁（農林水産部）と総合支庁の一体的な施策展開

農林水産部・総合支庁・関係団体が、これまで以上に情報と課題の共有を図りながら、連携した施策を一体的に展開していく。その一手法として、現在実施されている農林水産部プロジェクト方式等も必要に応じて有効に活用を図っていく。

なお、地域産業振興施策（農林水産部門）は、総合支庁の提案を基に、農林水産部の予算（所管部経由予算）で県全体として対応する形へと見直しを行う。（平成29年度～）

（参照：P16 総合支庁「地域予算」の見直し）

（2）農業振興課・農業技術普及課のあり方

技術職の農業振興部門への配置等を通じて、政策支援（農業振興部門）と技術支援（普及部門）の連携強化を図り、農業者に対する一体的・総合的な支援を展開する。

（3）農村計画課・農村整備課のあり方

農村整備部門は、迅速な災害対応等の安全・安心に関わる機能も考慮し、7庁舎体制を継続するものとする。

なお、事業の実施にあたっては、農村計画部門と農村整備部門の連携の強化を図っていく。

見直し2 - ②

産業振興機能の見直し【農林水産部門】の全体像

- 担い手育成や産地間競争力の強化が大きな課題となる中、産業振興機能（農林水産部門）について、本庁と総合支庁の役割分担の明確化と連携の強化を図るとともに、庁内関係課の連携をより一層進め、効果的に施策を展開
 - ⇒ ①農林水産部・総合支庁・関係団体の連携によるプロジェクト方式 / 産業振興施策に係る総合支庁予算の見直し
 - ②政策支援と技術支援の連携強化等 ⇒ 各種課題に対し、戦略的かつ一体的に施策展開

産業振興機能（農林部門）の見直しのポイント

①本庁（農林水産部）と総合支庁の一体的な施策展開

- ◇ 農林水産部・総合支庁・関係団体が、これまで以上に情報と課題の共有を図りながら、連携した施策を一体的に展開
(ex. 農林水産部プロジェクト (PJ) 方式の有効活用)
- ◇ 総合支庁予算（地域企画調整推進費）の見直し (H29年度～)
⇒ 地域産業振興施策（農林部門）は、農林水産部の予算（所管部経由予算）で県全体として対応（予算要求等の仕組みは、商工・観光部門と同じ）

②農業振興課・農業技術普及課のあり方

- ◇ 政策支援（農業振興部門）と技術支援（普及部門）の連携強化
⇒ 技術職の農業振興部門への配置等を通じて、農業者に対する一体的・総合的な支援を展開（将来的には両課統合の方向で検討）
- ◇ 6次産業化に関する施策の効果的・効率的な展開
⇒ 農林水産物の生産、食品加工、流通販売に関して、地域実情を踏まえながら総合支庁毎に対応

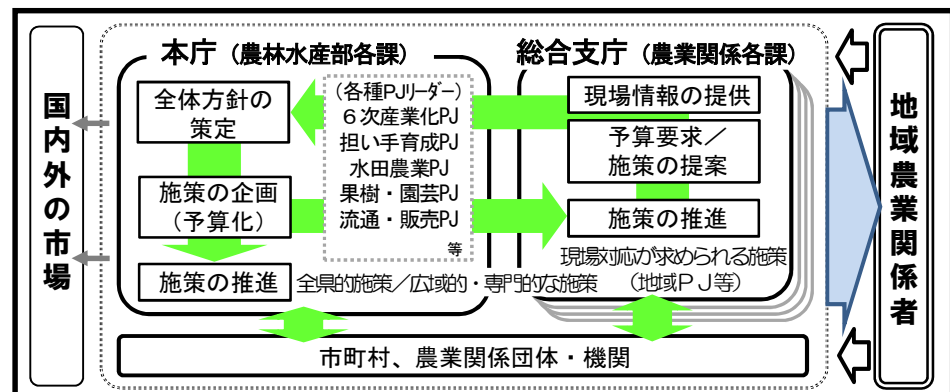
③農村計画課・農村整備課のあり方

- ◇ 農村整備部門は、迅速な災害対応等の安全・安心に関わる機能も考慮し、7庁舎体制を継続
- ◇ 農村計画部門と農村整備部門の連携強化
⇒ 事業量を踏まえ将来的な統合を検討

本庁と総合支庁の役割分担

	本 庁	総合支庁
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・全体方針の策定 ・施策の企画 ・広域的観点からの施策推進 ①生産対策や農業経営の強化支援（産業政策） ②活力ある農山村の構築支援（地域政策） ③担い手の育成・確保や農地集積（構造政策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体方針に基づく施策を地域で展開（市町村や農業関係団体・機関と連携して実施） ・技術普及や農村整備など、現場業務の実施
PJ	[PJの企画・推進] 担い手育成、水田農業、果樹・園芸、6次産業化、流通・販売、生産基盤等	・地域PJを展開

本庁と総合支庁の連携による産業振興施策（農林部門）の展開イメージ



見直し2 関連

総合支庁「地域予算」の見直しについて

1 趣旨

本庁と総合支庁の役割分担と連携の下、県全体（本庁＋総合支庁）が一体となってより効果的・効率的な施策展開を推進するため、総合支庁の独自予算である「地域予算」について所要の見直しを実施する。

2 見直しの概要

(1) 道路・河川の「維持管理費」の見直し

道路・河川の維持修繕は、各総合支庁がそれぞれの予算の枠内で実施しているが、現状では、災害などの突発事態が発生した場合の予算の確保に苦慮するといった課題がある。

このため、地域の安全・安心対策や維持修繕の状況に差が生じないよう、県全体で調整する仕組みが求められることから、県土整備部が一括して予算化し、地域間の調整を図りながら総合支庁に配分する形に改めることで、効果的な維持管理を実施していくものとする。

なお、県土整備部の予算（所管部経由予算）への移行後であっても、総合支庁への予算配分については、これまで同様、総合支庁において、地域実情を踏まえた現地即決の対応が可能となるよう対応する。

（平成 28 年度予算から見直し）

(2) 産業振興施策に係る「地域企画調整推進費」の見直し

各総合支庁が独自に取り組んでいる産業振興施策（商工・観光部門／農林水産部門）について、県の全体方針の下で、地域実情を踏まえた取組みとして実施していくため、現在の「地域企画調整推進費」を商工労働観光部又は農林水産部の予算（所管部経由予算）として県全体で対応する形に見直していく。

その際、総合支庁は地域で実施すべき施策を所管部に提案し、所管部は総合支庁の提案を基に全体方針との調整を図ったうえで、地域産業振興施策として施策化することとする。

なお、産業振興以外の分野は、全体方針の下、県としての一体的な対応が強く求められる産業振興分野とは異なり、地域に密着した課題が多く、地域に根差した取組みが重要になることから、引き続き総合支庁の直接要求予算として、市町村との連携施策を推進していくものとする。

（平成 29 年度予算から見直し）

- 本庁と総合支庁の役割分担と連携の下、県全体（本庁＋総合支庁）が一体となってより効果的・効率的な施策展開を推進するため、総合支庁の独自予算である「地域予算」について所要の見直しを実施
- ⇒ 道路・河川の「維持管理費」の見直し（H28年度～）
- ⇒ 産業振興施策に係る「地域企画調整推進費」の見直し（H29年度～）

道路・河川の「維持管理費」に係る見直し（H28年度～）

■現状と課題

- ・ 道路・河川の維持修繕は、各総合支庁がそれぞれの予算の枠内で実施しているが、災害など突発的事態が発生した場合の予算の確保に苦慮している状況
（災害発生時の初動対応や小規模な復旧工事も同予算で対応）
- ⇒ 地域の安全・安心対策や維持修繕の状況に地域間で差が生じないように、**県全体で調整する仕組みが必要**

■H28年度以降の取扱い

- ◇ 県土整備部が一括して予算化し、地域間の調整を図りながら総合支庁に配分することで、効果的な維持管理を実施
- ※ これまで同様、総合支庁において、地域実情を踏まえた現地即決の対応が可能となるよう、県土整備部から総合支庁に予算配分
- ※ 同じく県土整備部関連の総合支庁予算である「ダム管理費」と「都市公園維持管理費」等についても、同様に対応

産業振興施策に係る「地域企画調整推進費」の見直し（H29年度～）

■現状と課題 ～ 総合支庁の見直し方針(H27.3)～

- ・ H27.3見直し方針において「総合支庁が独自に取り組んでいる産業振興施策について、本庁等との適正な役割分担の観点から整理を図るとともに、県の全体方針の下で、総合支庁が地域実情を踏まえた取組みを実施するための予算のあり方が必要（実施：29年度～）」と整理

■H29年度以降の取扱い（※時期は、短期APの計画期間を考慮）

- ◇ 地域産業振興施策（商工・観光・農林）は、商工労働観光部又は農林水産部の予算（所管部経由予算）で県全体として対応
- ※ 各総合支庁は、地域で実施すべき施策を所管部に提案
- ※ 所管部は、総合支庁の提案を基に、全体方針との調整を図ったうえで、地域産業振興施策として施策化
- ◇ 産業振興以外の分野は、総合支庁の直接要求予算として、市町村との連携施策を推進

見直し 3

村山総合支庁（分庁舎の『地域振興局』への移行）について

1 趣旨

総合支庁が担う地域振興の役割を地域における市町村支援に重点化する中、「東南」、「西」、「北」といった3つの地域が存在し、かつ自然条件や産業構造等が異なり、各地域が直面する地域課題の内容にも違いがあるといった村山地域の圏域性等の地域特性を踏まえ、3地域それぞれに市町村支援機能を配置する。

2 見直しの概要

(1) 『地域振興局長』の配置

「西」及び「北」への市町村支援機能の配置を踏まえ、各々の地域課題の解決に向け、総合支庁各部及び管内市町との調整機能の強化を図るため、現在の西・北庁舎を『地域振興局』に改め、地域における業務統括者として『地域振興局長』を配置する。

管内の要望や地域案件については、基本的に『地域振興局長』が責任をもって対応するとともに、地域課題の解決に向け、局内の調整を図りつつ、総合支庁・本庁との連携・調整を推進する。

(2) 西／北村山を所管する『連携支援室』の設置

『地域振興局長』の下、地域課題の把握とその解決に向けた市町との連携を推進するため、西／北村山の総務課内にそれぞれ『連携支援室』を設置し、専任の職員を配置する。

また、他の総合支庁と同様、局内に『地域振興局長』をトップとする「連携支援サポートチーム」を組織し、村山総合支庁『連携支援室』とも緊密に連携し、管内市町に対する支援を行っていく。

(3) 現場機能の配置

インフラの維持管理や安全・安心に関わる災害対応を含めた専門的・技術的な“現場機能”は、引き続き『地域振興局』に配置する。（『地域振興局長』が現場機能を統括）

<置賜総合支庁西庁舎の取扱い>

置賜地域については、地域課題への対応や地域振興等に関して、従来より、「東南置賜」、「西置賜」という各圏域での対応よりも、置賜全体（3市5町）での対応が主となっている。

このため、置賜の現西庁舎を『地域振興局』に改め、『地域振興局長』を配置するものの、市町支援は、これまで同様、置賜総合支庁全体で「3市5町」を一体的に支援するものとし、『連携支援室』は兼務体制とする。

★ column 地域の意見（その②） ～管内のサポート役を～

- ・（中心市なので）人口減少が進む中で、行政サービスを維持していくために、行政効率を高め（周辺と）連携していこうという意識がある。市としてまわりに一緒にやろうと声をかければ応えてくれる分野は多いが、さらに県と一緒にやっていこうと言えば、連携は一段と進むと思うので、その辺で力を発揮して欲しい。市町と共同で県が企画して貰ったりすると、我々としても非常にやりやすい。
- ・ 連携なので（総合支庁は）自ら事業を持たなくともよいのではないかと。

～ H25.8 首長意見要旨 ～

見直し3

村山総合支庁（分庁舎の『地域振興局』への移行）の全体像

- 村山地域における「東南」、「西」、「北」の圏域性等の地域特性を踏まえ、各々に市町村支援機能を配置
 - 「西」及び「北」の地域課題の解決に向け、総合支庁各部及び管内市町との調整機能を強化
- ⇒ 現在の西・北庁舎を『地域振興局』に改め、『地域振興局長』を配置

『地域振興局』のポイント

①『地域振興局長』の配置

⇒ 西/北村山における市町村支援機能を強化するため、『地域振興局長』を業務統括者として配置

②西/北村山に『連携支援室』を設置

⇒ 局長の下、地域課題の把握とその解決に向けた市町との連携を推進するため、『連携支援室』を設置し、専任職員を配置

③現場機能の配置

⇒ 災害対応を含む専門的・技術的な“現場機能”を引き続き配置

『地域振興局長』のポイント

職位	次長級
役割	地域における「業務統括者」として、地域振興局内の事務を総合調整 管内の地域課題の解決に向け、総合支庁・本庁との調整及び市町との連携を推進

<置賜総合支庁西庁舎の取扱い>

・ 現西庁舎を『西置賜地域振興局』に改め、『西置賜地域振興局長』を配置。災害対応など現場機能を統括。市町支援は、これまで同様、置賜総合支庁全体で「3市5町」を一体的に支援。連携支援室は兼務体制で設置。

『地域振興局』における市町村支援機能の概要

■支援体制/支援内容

◇ 『地域振興局長』の配置、『連携支援室』の設置

⇒ 局長を補佐するため専任職員を配置

◇ 「連携支援サポートチーム」の設置

⇒ 『地域振興局長』をトップに、連携支援室、局内（産業経済・建設部門等）で構成

- ・ 局長とともに地域に出向き、市町との情報交換を密にし、地域が抱える課題を把握
- ・ 課題解決に向け「連携支援サポートチーム」で局内調整を図りつつ、村山総合支庁及び本庁と連携・調整し、市町に対する支援を展開

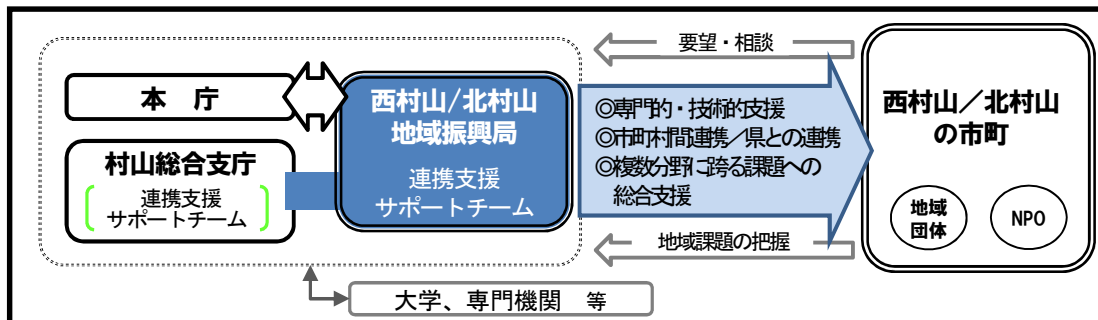
◇ 村山総合支庁との連携

⇒ 地域を跨ぐ課題や保健福祉部門や産業振興部門など（地域振興局にない分野）に対応するため、村山総合支庁『連携支援室』と緊密に連携（合同打合せの定期開催等）

■要望活動等への対応

◇ 管内市町の要望や地域案件については、基本的に『地域振興局長』が責任を持って対応

『地域振興局』における市町村支援のイメージ



まとめ

総合支庁の組織体制の見直しについて

1 基本的な考え方

総合支庁における今後の市町村支援機能や産業振興機能のあり方等を踏まえて、それら機能の見直しが十分に効果を発揮できるよう、総合支庁の組織体制（業務体制）の見直しを行うとともに、県全体として、より効果的に施策展開できるよう、総合支庁内や本庁と総合支庁間の連携を強化する。

2 見直しの概要

（1）『連携支援室』の設置

総合支庁が担う地域振興の役割を地域における市町村支援に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化するため、地域振興課を改組し、各総合支庁総務課内に『連携支援室』を新設する。

（2）産業振興機能の見直しに係る対応

①本庁（商工労働観光部） 『地域産業振興室』の新設

県全体として総合的な産業振興施策の推進や効果的な地域産業振興施策を展開するため、産業政策課に、部内及び総合支庁間で総合調整を図る「司令塔機能」を配置（『地域産業振興室』を新設）する。

②総合支庁 『地域産業経済課』への改組

商工労働観光部への司令塔機能の配置等に伴い、総合支庁の産業経済企画課を『地域産業経済課』に改組し、独自事業の実施を前提とした従来の体制から、管内企業や地域の産業情勢に関する情報収集を重点的に展開するとともに、本庁と連携して現場対応が求められる施策を推進する体制へと見直す。

（3）分庁舎の『地域振興局』への移行／『地域振興局長』の配置等

西村山、北村山及び西置賜の地域課題解決に向けて総合支庁各部や管内市町との調整機能を強化するため、村山及び置賜総合支庁の西・北庁舎を『地域振興局』に改め、業務統括者として『地域振興局長』を配置する。

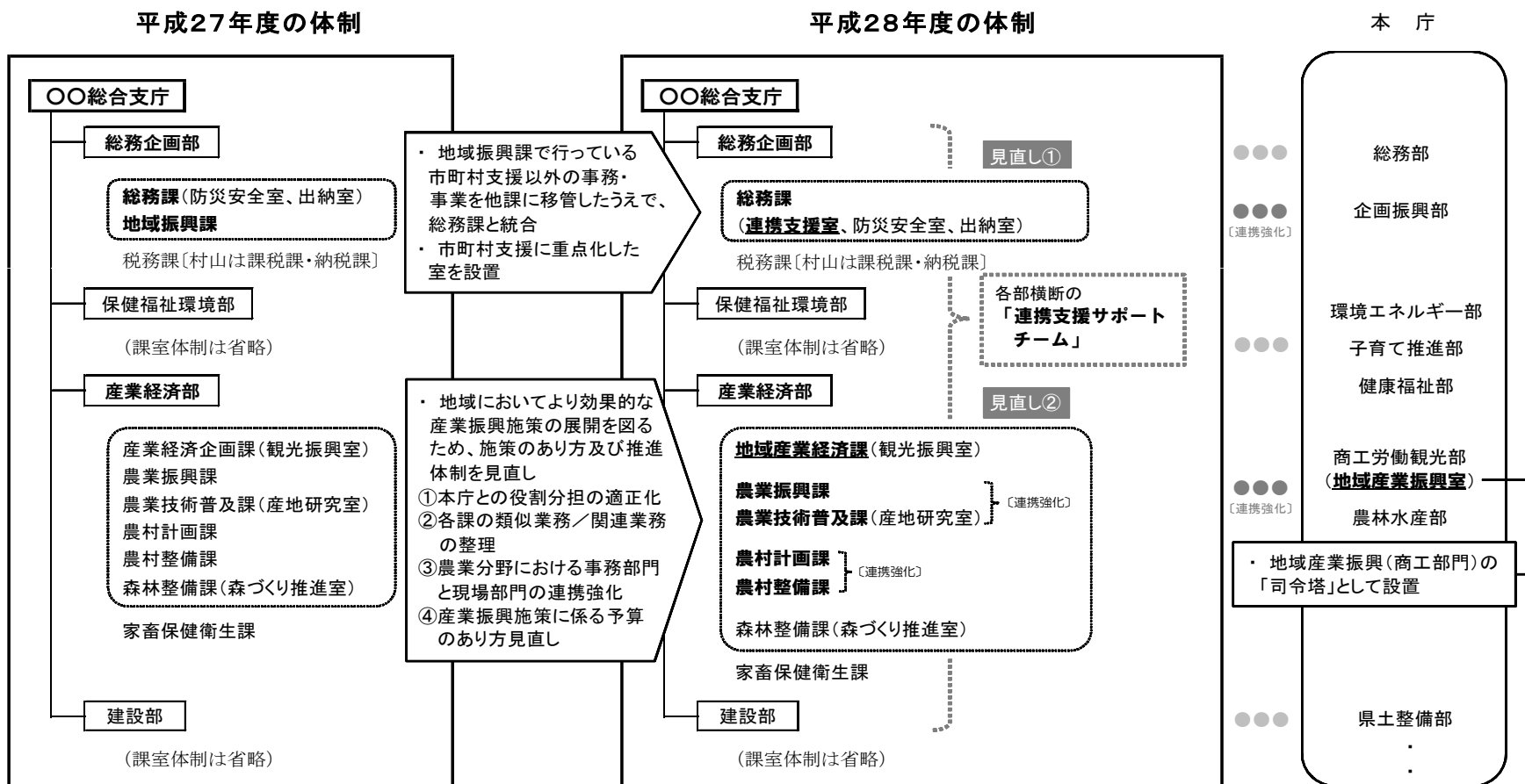
また、『連携支援室』をそれぞれ設置し、特に村山総合支庁においては、西村山及び北村山における市町村支援機能の強化を図る観点から専任職員を配置する。

まとめ

総合支庁の組織体制の見直しの全体像

- 市町村支援機能や産業振興機能のあり方等を踏まえて、総合支庁の組織体制（業務体制）を見直し
- 県全体として、より効果的に施策展開できるよう、総合支庁内や本庁と総合支庁間の連携を強化

総合支庁の組織体制のイメージ（見直し前と見直し後の比較）



◎ 本見直しとは別に、毎年度の組織体制に係る検討の中で、不断の見直しを実施

村山総合支庁の組織体制のイメージ（見直し前と見直し後の比較）

平成27年度の体制



平成28年度の体制

見直し③



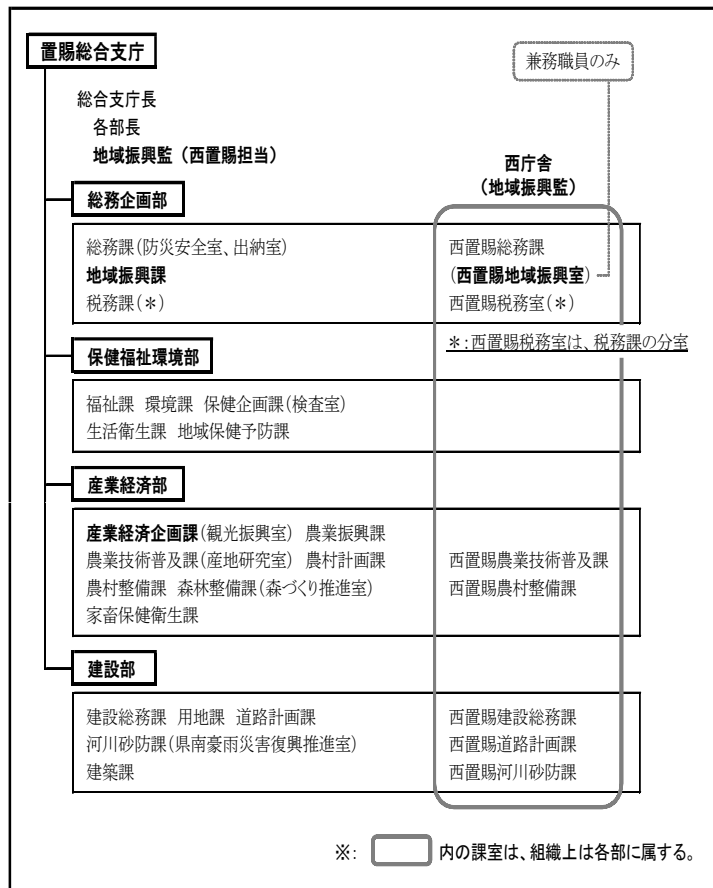
■ 西村山／北村山地域振興局の業務に関する留意事項（地域振興局長と総合支庁長／部長の関係）

- 地域振興局管内の個別の案件に関するについては、一義的に、地域振興局長が責任を持って対応する。
- ただし、地域全体での調整や専門的・技術的な対応が求められるような場合は、部長が地域振興局長に対して、情報提供や進言を行うことはあり得ることであり、そうした場合は、両者で十分協議・調整を図って対応するものとする。
- 上記のような場合において、仮に両者で調整が付かない場合は、総合支庁長の最終責任者である総合支庁長が判断するものとする。

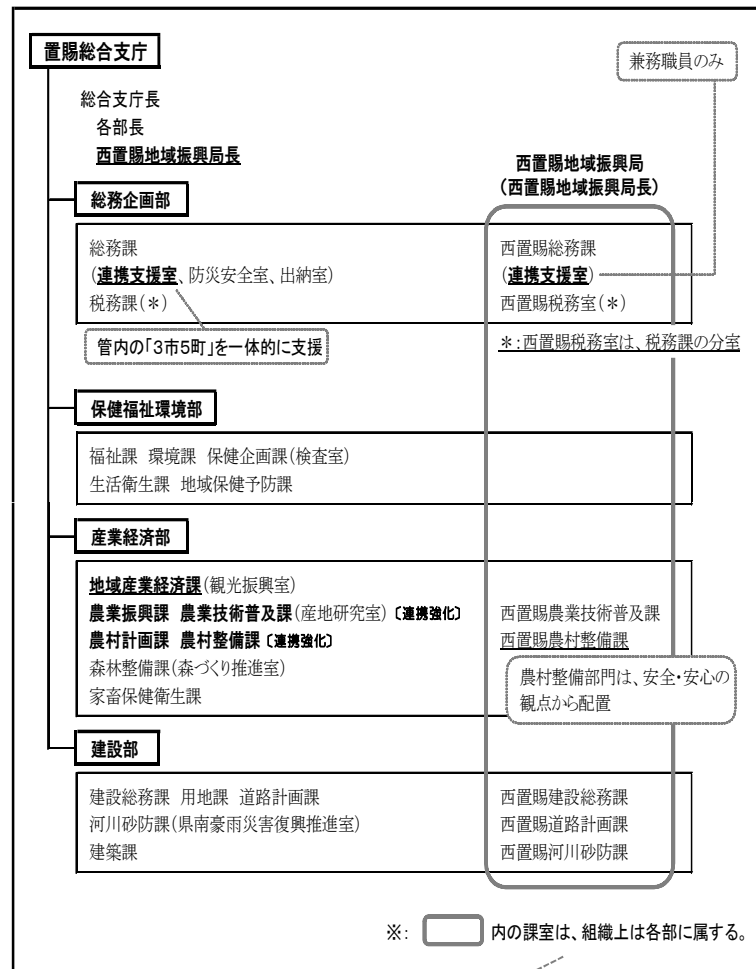
◎ 山形市の「中核市」移行の進捗状況に応じて、村山総合支庁の効果的・効率的な体制について、別途検討

置賜総合支庁の組織体制のイメージ（見直し前と見直し後の比較）

平成27年度の体制



平成28年度の体制



■ 西置賜地域振興局の業務に関する留意事項（地域振興局長と総合支庁長／部長の関係）

- 地域振興局管内の災害対応などの現場機能は、地域振興局長が統括するが、地域全体での調整や専門的・技術的な対応が求められるような場合は、総合支庁長、部長の判断・指示の下に対応するものとする。（＝現状どおり）

総合支庁の見直しに係る今後の対応について

■機能見直しに係る対応

今回の見直しは、総合支庁において、地域課題により的確に対応していくため、機能面では「市町村支援」及び「産業振興」の両機能を、仕組みについては総合支庁「地域予算」を、それぞれ見直すというものである。

この見直しの効果を十分に発揮させていくためには、本庁と総合支庁の間で、①地域が直面する課題について認識を共有すること、②それら課題に対応していくための県の全体方針・戦略について認識を共有すること、③それぞれが行う施策に係る十分な調整を図ること等が重要となる。

このため、本庁各部（担当課）においては、総合支庁との間で定期的に情報交換や連絡調整を行う場を設定したり、予算編成に併せて相互に施策調整を行う仕組みを導入したりする等、総合支庁との連携強化に今まで以上に意を尽くしていくものとする。

また、今後、見直しの効果をより確実なものとするため、行財政改革に関する第三者委員会や庁内の会議等を活用しながら、見直し後の状況について、随時、検証を行っていくものとする。

■組織見直しに係る対応

（１）不断の見直し（全総合支庁）

本県において、将来に亘って自主性・自立性の高い行財政運営を実現していくためには、限られた行財政資源の中で選択と集中を進め、簡素で効率的な組織体制を構築していく必要がある。

これは、県の組織全体に当てはまるものであり、総合支庁についても、今回の見直しとは別に、毎年度の組織体制に係る検討の中で、不断の見直しを行っていくものとする。

（２）山形市の「中核市」移行への対応（村山総合支庁）

山形市においては、平成 27 年 11 月に「中核市移行に関する基本方針」を策定し、平成 31 年度における「中核市」移行に向けた取組みを進めているところである。

山形市が「中核市」に移行した場合、現在、村山総合支庁保健福祉環境部（村山保健所）が担っている保健衛生行政に関する事務を中心に、多数の事務が県から移譲されることになる。

このため、山形市の「中核市」移行に係る進捗状況に応じて、村山総合支庁の効率的・効果的な体制のあり方について、別途検討していくこととする。